

午後1時30分開会

○池田委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降着席にて進めさせていただきます。

11月1日付で人事異動がありました。お手元に名簿を配付いたしましたので、ご確認ください。

本日の日程及び資料を先日皆様にお送りいたしました。追加で委員の皆様にお配りしている資料は、報告事項(2)の参考資料でございます。報告事項は本日4件あります。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。(1)特別区人事・厚生事務組合が設置する更生施設の種別変更について、執行機関からの説明を求めます。

○小阿瀬生活支援課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、特別区人事・厚生事務組合が設置する更生施設の種別変更についてご説明をいたします。

まず1番、概要でございます。ここでは、これまでの経緯、今後の方向性について記載をしております。住居を失う等窮迫した状況にある保護受給者に対しまして、23区では更生施設などを共同で設置をしております。特別区人事・厚生事務組合、以下、特人厚と申し上げますが、特人厚において共同処理をしているものでございます。

昨今、社会状況等の変化で施設等の状況も変化してきていることなどから、数年前よりその在り方などにつきまして検討がされております。今般、8月に区長会あて報告書が提出されたものでございます。この報告では、施設における利用者の生活課題が多様化していること、障害・傷病が重度化していることなどで、支援の充実とか運営支援体制の強化が喫緊の課題ということが確認されております。より一層、更生施設につきましては、専門的な援助・支援を行っていく必要があるということを確認されておまして、この報告に基づきまして、今後、特人厚で設置いたします厚生施設を順次救護施設に転換していくこととされたものでございます。これを踏まえまして、特人厚では厚生施設を救護施設に変更するため、規約を改正していく予定でございます。

なお、規約改正につきましては、昨日、企画総務委員会におきましても報告をされているところでございます。

次に、2番、更生施設・救護施設につきましてでございます。ここでは、主な目的、違いを載せてございますが、両施設、いずれも生活保護法に規定する施設となっております。更生施設につきましては、身体上、精神上の理由により養護などが必要とする方を入所させるところ。一方、救護施設につきましては、身体上、精神上、著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させるところということで、対象者に違いがあるということが1点目でございます。

このほか、救護施設のほうが厚生施設より多く職員が配置されまじたりですとか、施設としてスプリンクラー設備などを新たに設ける必要があるというところが違いとしてございます。

続きまして、3番、特人厚が設置します施設について、一覧表を載せてございます。主に3種類、特人厚で設置をしております。更生施設、宿所提供施設、宿泊所がございまして、更生施設につきましては8施設で、定員580名で、本区で利用している人は

4人という状況でございます。目的、対象者、根拠法につきましては、こちらの表をご覧くださいいただければと思います。

なお、参考資料といたしまして、こちらの特人厚が設置する施設の詳細を、裏面になりますが、施設の一覧表を載せてございます。後ほどご確認を賜ればと思います。

今日、更生施設を順次救護施設に変更していくこと。これに伴い、規約を変更していくこと。この2点、主にご説明をさせていただいたところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○河合委員 参考までに、千代田区内には、この更生施設というのは現在あるんですか。

○小阿瀬生活支援課長 千代田区内にございまして、更生施設は23区内に11施設ございまして、そのうち特人厚が8施設というところでございます。

○河合委員 すみません。よく民設民営の施設とか公設民営の施設とかということが言われますけども、これ、ちょっと統計を見ていたら、民設民営の施設が非常に多いんですね、この更生施設は。そうすると、今度は、この種別変更とかで、いわゆる自治体に公設公営のものを造りなさいよとか、そういうような指導というのは今後出てくる可能性はあるんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 現状では、聞き及ぶところではなさそうですが、国においては更生施設の在り方というのを検討していくということは、ちょっと耳にはしておりますけれども、すぐ直ちに公設公営で造れとか、そういったことはないというふうに見ております。

○河合委員 最後に一つ。どこだっけ。神田橋か。自立支援センターが設置されてますよね。これとの違いというのはどういうところなんでしょう。

○小阿瀬生活支援課長 自立支援センターにつきましては、生活保護の一つ手前のネットの、生活困窮者自立支援制度の中に基づいて行われている、一時生活支援事業に該当するところでありまして、今回の更生施設につきましては、生活保護法制度の施設ということで、生活保護法に規定されているものでございまして、制度の違いがございまして、

○河合委員 そうすると、著しい障害のあるホームレスの方というのは、この救護施設に入所する可能性というのはあるんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 生活保護相談を受けて生活保護受給者になりまして、こういった更生施設、救護施設に入るということは十分、身体状況によって、あるかというふうに思います。

○河合委員 ああ、そういうことなのね。いいです。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 種別の変更に伴って何が変わるかということなんですが、一つには施設が、ちょっとスプリンクラーとかがつくとか、そういうハードの部分と、多くの職員が配置されるようになるということなんですが、これは今まで何人に対して何人だったのが、それがどういうふうに変わるのかということと、この一層の専門的な援助・支援が必要になってくるという点においては、その資格が問われるとか、職員さんの資格が問われるとか、そういうことは伴っているんですか。

○小阿瀬生活支援課長 今、2点ご質問を頂きました。

1点目が現状の施設の人数と、救護施設になったときの人数の違いでしょうかね。これにつきましては、現在、100名規模の施設で考えますと、法定では14人ですかね。特人厚の施設におきましては、救護施設、身体的な介助とか、病院へ同行することかという事はしていないんですけども、そこまでいかない、救護施設で対応したほうがいい人というのも更生施設のほうに入っておりますので、そういった支援をする方たち用に職員の加配というのをしています。特人厚の施設では、100名規模ですと、今20名の職員がいらっしゃるそうでございます。さらに、これが救護施設になりますと、介護職員さんとかも必要になってくるところで、100人規模ですと、28人の職員が必要になってくると。そんなようなところでございます。

2点目、資格というところであれば、更生施設につきましても救護施設につきましても、医師とか看護師なんかはいらっしゃるんですが、今度、救護施設になると、介護が必要な方に専門の方が必要となるということで、そういった方々たちが新しく入ってくるという状況になるかと思えます。

○飯島副委員長 ということは、やっぱり、今、更生施設の中で高齢になっていく方が非常に多いという、そういうことで介護のことがプラスされるようになるとか、そういうふうに変ってきたということなんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 そういったことも原因の一つではあるかと思えます。

○飯島副委員長 なるほど。

ここで、救護施設に変わったとして、そこで高齢になって、もうずっとそこでもう住所を持って、そこで生活をしていくという、そういうことになるわけですね。そこから変わって、例えば独り暮らしに、マンション、アパートに暮らすだとか、そういうことというのはないということなんですか。

○小阿瀬生活支援課長 施設の対応でいろいろあるんですけども、特人厚が今度やろうとしている救護施設につきましては、通過型施設というものを目指しているというところでありまして、そこをついのすみかとせず、例えば、生活保護制度の自立、経済的な支援だけじゃなくて自立というのが大きな目標、目的と一つありますので、そこもあるの、極力アパート転宅とか、介護保険施設への、転宅という言い方があれなんだろうけれども、介護支援施設へ送り出すとかというようなこと、そこをついのすみかとしないうところが、特人厚の設置しようとしている救護施設というふうに伺っております。

○飯島副委員長 でも、実態としては、介護が必要になるということは、もうなかなか自立ということが難しいという現状があるという、そういうことだとは思わんですけども、それでもなおかつ自立ということを目指した通過型ということなんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○飯島副委員長 はあ。ちょっと……。 (発言する者あり) けど、介護が必要になっていてさ……

○池田委員長 ほかにございますか。

○長谷川委員 ここに施設の定員が書かれているんですけども、今現在、大体、平均で結構なんですけど、何%ぐらいの方が使われているか、ご存じでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 ちょっと期間が一定でないので、きちりとした数ではないんで

すけれども、令和2年度、3月現在505名で、総定員からにしますと9割ぐらいの利用率があると伺っております。

○長谷川委員 これは、9割ぐらいというのは、コロナ禍だから増えているというような現状もありますか。

○小阿瀬生活支援課長 そこについてはちょっと、詳しくはちょっと今存じていないところですが、ただ、平均的に出入りが激しいものも施設としてありますので、500名ぐらいの常時利用があるというところで認識しているところでございます。

○長谷川委員 今後というか、そうやって自立を目指してというところも含めてだと、また、部屋の在り方とかもいろいろ検討されないといけないのかなという部分も感じますけれども、また、何といったらいいんでしょうね、比較的高齢の方々がというところで、また、区の関わり方というのかな、いろいろ考え、思うところが必要、支援をしなくちゃいけないところが必要なのかなと思うんですけども、そこは区としてはどんなふうに対応していくようでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 救護施設に転換していく際、必ず更生施設の検証というのが、建て替えとか機能更新の際にするという方針を特別区のほうで決めておる状況ですので、そのときにどういう施設のありようなのかとか、どうするのかというのを検証して、救護施設としてやっていけるような方向で、相当の施設を造るというところですね、検討しているという流れになってございます。

○池田委員長 はい。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、(1)特別区人事・厚生事務組合が設置する更生施設の種別変更についての質疑を終了いたします。

次に、(2)かがやきプラザ・九段会館境界部遊歩道整備について、執行機関からの説明を求めます。

○歌川在宅支援課長 それでは、お手元の保健福祉部資料2を基にいたしまして、かがやきプラザと九段会館の境界部の遊歩道整備についてご報告をさせていただきます。

九段会館は現在閉鎖されております。建物の一部を保存、復元しながら建て替えるという工事が進捗しているのはご案内のとおりでございます。この工事に合わせまして、高齢者総合サポートセンターかがやきプラザとの境界部分に遊歩道を整備し、内堀通りから牛が淵までの動線を確認して、お濠沿いの回遊性を高めることとしてございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただきたいと思っております。絵が描いてございます。上から、まず内堀通り沿いからこの境界部分、出来上がったときにどういうイメージになるかという絵でございます。下に行きますと、もう少し先に、お濠に近づいたところ。さらに裏面を見ていただきますと、どんどん近づいていって、最後は一番お濠沿い。こういうイメージが今提示されてございます。

この工事は、来年7月に九段会館の建て替え工事が竣工するのに合わせて遊歩道も開放するという予定で整備が進んでおりますけれども、この整備を進める際に、以前も、ご案内の方は思い出していただきたいんですが、九段会館と区の境界線のところに塀が立ってございました。この擁壁をこの工事に合わせて解体をしまして、遊歩道を整備しよ

うと思っていたところに、設計図上では確認できなかった地中障害物が確認されました。それが、今日お渡ししている資料の3枚目に写真が、裏表で4枚ほど入っています。これは、この障害物は何かという、かがやきプラザ、高齢者総合サポートセンターを建設する際に、いわゆる下を掘り下げるときに、崩れないように土留めをいたします。SMWと、この1枚目に資料の一番下書いてあるんですけども、ソイルセメントミキシングウォールというのを造る工事をして、工事の途中に隣との間に土が崩れないようにしてございますけれども、これがここに埋まっているというのが、擁壁を解体した時点で分かった。行ったり来たりで申し訳ないんですが、資料の3枚目を見ていただいて、一番最後のところを見ていただくと、鉄板が入っているのがよく分かりますし、1枚前のほうだと、コンクリートの塊があるなというのが確認いただけだと思います。

計画どおりに遊歩道の整備を進めるためには、この地中障害物の撤去が不可欠であることから、この撤去をするための経費というものが、今年度の予算でご議決いただいております債務負担額では足りない。増額が必要になってございまして、第4回の定例会にそれをお願いする予定にしております。

次に、九段会館そのものの建て替えについてなんですけども、お手元に参考資料をお渡ししております。それもちょっとご覧いただきたいんですが、九段会館の建て替えに伴って、内堀通りにある横断歩道の移設が行われることになっておりますので、それについてご報告をいたします。

お手元、今日参考でお渡しした資料の裏面の下のほうをご覧いただきたいと思います。城郭ふうの重厚な屋根を戴く帝冠様式の外観、内装も含めてですけども、その保存部分というのが、今の九段会館の工事の中では保存部分というのがございまして、この保存部分については、国の登録有形文化財に登録されたということでございます。この保存部分を生かしてこそ今回の計画なんですけども、そこを生かしつつ、地下の車路、地下駐車場への道確保するために、現在ある横断歩道の位置が九段下の交差点の方向に18メートルほど移設されます。既にお気づきのことだと思いますけれども、もう既に道路のところ新しい信号機が隠された状態で準備が進んでございまして、今月20日、11月20日に移設されるというふうな報告を受けてございます。

私からのご報告は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○米田委員 埋設物が出てきたということで、これ、相当削るのに、すごい掘削というか、ユンボでつつくと思うんですけど、これ、病院があるんで、その辺の音の対策とかはちゃんとできていますか。

○歌川在宅支援課長 今ご指摘がありました、通常昼間の工事で、騒音の問題がありますが、その辺りは十分に配慮しての工事ということで、確認が取れてございます。

○米田委員 さっき部長、あ、課長か、がおっしゃっていただいていたんですけど、工期自体はこれで延びるということは、まず、ないと思っています。

○歌川在宅支援課長 工期に関しては予定どおり、来年7月オープンするときには間に合います。

○米田委員 はい。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。よろしいですか。

それでは、(2)かがやきプラザ・九段会館境界部遊歩道整備についての質疑を終了いたします。

次に、(3)公衆浴場における衛生等管理要領の改正等に伴う懸案事項について、執行機関からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料3、公衆浴場における衛生等管理要領の改正等に伴う懸案事項について説明をいたします。

初めに、公衆浴場の衛生管理につきましては、千代田区公衆浴場法施行条例に――以下、本条例と言いますが、に基づき指導を行っているところでございます。令和2年12月10日に、国の技術的助言にあたります公衆浴場における衛生等管理要領――以下、国衛生管理要領と呼びますが、改正されまして、混浴制限の対象年齢の引下げなどの改正がおこなわれました。その内容及びレジオネラ症対策の強化、その他公衆浴場をめぐる懸案事項についてご報告いたします。

初めに、本条例の対象となる公衆浴場の法律上の位置づけについて、ちょっと分かりにくいところがありますので、説明に当たり、浴場の類型について説明をいたします。裏面の参考資料1をご覧ください。浴場の類型について、大まかに三つに分けてございます。

一つ目が、公衆浴場法及び本条例の許可対象となる、いわゆる公衆浴場になります。これは普通公衆浴場、いわゆる銭湯ですとかそのほかの公衆浴場、例えばサウナですとか健康ランドとかいうスーパー銭湯、あるいは部外者が利用できる老人福祉センターに併設された風呂などが該当いたします。二つ目は、本条例の対象とならない浴場です。これは身体を汚染する作業場に設けられた風呂場ですとか、事業所に附属しています寄宿舎、あるいは旅館業法の適用を受ける施設内に設けられた浴場や何かが該当します。ただ、旅館、ホテルの中にある浴場を宿泊者限定とせず、宿泊者以外を利用させる場合は、本条例の対象となる公衆浴場となります。三つ目が、浴場に該当しない、加温された水、蒸気につかるものです。具体的には遊泳プールとかプールに付随する採暖槽、いわゆる体を温めるジャグジーですとか、あと足湯、手湯というものが該当するところでございます。

引き続きまして、また資料3にお戻りください。次に懸案事項について、3点説明いたします。

1点目は、(1)国、衛生管理要領の主な改正点についてです。改正点、主な内容は2点あります。一つは混浴年齢の引下げです。国の衛生管理要領の一部改正により、混浴の年齢制限が、おおむね7歳以上の男女を混浴させないことに変更されました。変更した理由は、本年2月に厚生労働科学特別研究事業として実施されました、子どもの発達教育と公衆浴場における混浴年齢に関する研究において報告された内容が反映されたものです。

この研究報告の具体的な内容なんですが、成人が考える子どもの混浴許容年齢が6歳の割合が高く、次いで7歳であったこと。それから、子ども自身が異性混浴を恥ずかしいと思いはじめた年齢に、6歳と7歳が相対的に高かったこと。あと、浴場事業者が考える混浴を禁止すべきとする年齢が、7歳の割合が最も高かったことが明らかになりました。また、小学2年生から3年生で、性の興味、関心から知識を得ようとする行動が見られるとの

意見が得られたため、総合的に踏まえると、混浴禁止年齢は10歳よりも引き下げられることが妥当であると考えられるという結論が導かれた報告でした。

また、東京都では、今年、令和3年2月15日の東京都生活衛生審議会におきまして、諮問事項、浴場業における男女の混浴年齢制限についての答申が出されました。この答申では、国の衛生管理要領の改正趣旨を踏まえて、公衆浴場施行条例、これは東京都の公衆浴場施行条例の、男女の混浴制限年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げるべきであるという内容が出されております。

次に2点目です。2点目はレジオネラ症対策の強化と浴槽水の換水頻度の適正化です。レジオネラ症は、配管やお風呂をためる水槽の中の汚れにつく生物膜、つまりぬめりの部分ですね、に発生するアメーバの中で増殖するレジオネラ属菌によって引き起こされます第4類感染症です。重度な肺炎を引き起こしまして、高齢者が感染すると死亡することもある疾病になります。レジオネラ症の発生をさらに防止するために、今回、衛生管理要領が改正されたものです。具体的な改正点というのは3点ございます。

一つ目は、(ア)貯湯槽の衛生措置基準の改正になります。貯湯槽というのがちょっと分かりにくいところがありますので、1枚めくっていただきまして、参考資料2をご覧ください。貯湯槽につきましては、これまで温泉を貯留する槽の衛生措置基準のみを想定しておりましたが、これを、温泉を含めた全ての温水を貯留する槽に対象が拡大されました。また、適切な清掃及び消毒を実施するために、ぬめり等の汚れの除去について衛生管理をすることとされました。

すみません。参考資料2なんですけれども、これは一般的な公衆浴場の構造を簡単に示したところがございます。この黒い点線枠で囲った部分が、今回改正の、衛生管理の改正が対象となった部分でございます。貯湯槽というのは、ボイラーで加熱されたお湯を一時的にためて安定的に供給するようにした槽でございます。あと調整槽というのは、シャワーや何かを使う際に、ボイラーから出る熱が物すごく熱い場合に、あらかじめ水で薄めておいたお湯をためておくという槽でして、一般的には調整槽というのは、今、混合水栓がありますので、あまり使われているところは少ないんですが、貯湯槽につきましてはほとんどの公衆浴場で使用されている施設ということになります。

この図におきまして、黄色い矢印が湯の流れになりますし、青の矢印が水道水の常温水の流れで、赤い矢印が浴槽の汚れたお湯を循環させている流れになります。今回の改正の一つとしては、ここの左側の湯を作る部分の黒枠を囲った部分に設置されます貯湯槽と調整槽の改正があります。

次に、保健福祉部資料の、また、3にお戻りください。二つ目は、浴槽水の換水頻度の適正化です。浴槽水、つまりお風呂の水ですね。お風呂の水は毎日全換水、つまり毎日お風呂のお湯を全部交換するということとされておりました。毎日全換水を原則とすることは変わりませんが、これにより難しい場合であっても、1週間に1回以上全換水をして浴槽を清掃するとともに、ろ過機や循環の配管の生物膜を除去することというふうにされました。

改正点の三つ目は、気泡発生装置の構造設備の基準についてです。再び参考資料2の公衆浴場の構造模式図をご覧ください。真ん中の浴槽部分のまた黒い破線で囲った部分に設置されるのが気泡等発生装置になります。あぶくを出す装置というものです。浴槽内に

気泡発生、ジェット噴射などの微細な水の粒、泡を発生させる装置は、エアロゾル、非常に細かい水滴を発生させます。浴槽水がレジオネラ属菌に汚染されていた場合、呼吸とともに汚染されたエアロゾルを吸い込むことになります。その結果、レジオネラ菌に感染し、レジオネラ症を発生するおそれがあることから、装置内のぬめり等の除去は確実に除去する必要があります。そのために、気泡発生装置は、水がたまらない、点検しやすい構造とする必要がございます。

次の懸案事項は、(2) その他公衆浴場(1号)施設の営業禁止時間の変更です。再び資料3にお戻りください。その他公衆浴場(1号)というのは、また参考資料、また行ったり来たりして申し訳ありませんが、参考資料1の浴槽水の類型をご覧ください。その他公衆浴場(1号)とは、許可対象の公衆浴場で、(2) その他公衆浴場に分類される浴場のうち、異性の客に接触する役務を提供する営業の場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律、以下、風適法と呼びますが、風適法で定めます店舗型性風浴特殊営業に該当いたします。風適法の第2条第6項第1号に該当するため、その他の公衆浴場を1号と呼んでおります。いわゆるこれはソーブランドなどの特殊浴場が該当いたしまして、当区内には1施設のみでございます。

再び資料3にお戻りください。平成28年6月23日付の風適法の一部改正によりまして、その他公衆浴場(1号)施設の営業禁止時間が、午前0時から日の出までの時間においてはその営業を営んではならないとされていたところを、午前0時から午前6時までの時間においてはその営業を営んではならないというふうに変更された点が、2点目の懸案事項でございます。

最後に、懸案事項(3)、公衆浴場における混浴規定の緩和です。公衆浴場の混浴禁止の規定は、風紀上の問題から設置されている規定でございます。昨今、サウナなどで、衣類を着用の上、風紀上支障がないことなどを条件とした男女混浴を認める自治体が増加しております。男女混浴を認める背景といたしまして、公共性が高いと判断する施設において、衣類着用の上入浴する場合は、風紀の乱れを防ぐことができると考えられているためです。

懸案事項についての説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 懸案事項(2)番のイのレジオネラ症対策のところですけども、よくそういう施設であったりプールであったりとかって、残留塩素を時々測ったりとかしていますけれども、この中を見て、掃除とか、結構厳しくなっているのかなと思いますけれども、その中で、区が関わる部分、直接行って検査するとか、何かそういうのはどのくらいの頻度で行われているのでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、今回、公衆浴場なので、公衆浴場につきましては、年に3回、検査を全ての施設について実施をしております。この場合、検査する場所としては、男湯、女湯、あとサウナを設置している場合には、いわゆる水風呂、そこも人がつかる水については全て検査をしております、レジオネラ菌のほかに、あとはペーハーですとか、そういったものを測定して、水質の基準に適合しているかどうかということを確認しております。

ちなみに、千代田区の公衆浴場につきましては、今のところ基準を超えるレジオネラ菌

が検出されているという施設はございません。

○長谷川委員 年に3回ということで、区内に全部で何施設あるのか、もし分かったら教えていただきたいのと、年3回以外のところでは、そういう施設が具体的に、何でしょうね、いつの状態で残留塩素が幾つだったとか、ペーハーがとかというような、何か記載するものがあって、そういうものについても確認されているということによろしいでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、最初に施設数なんですけども、施設数につきましては、事務事業概要上、現在、いわゆる普通の銭湯については5施設となっておりますが、今、実質営業しているところは4施設になります。そのほかに、その他の公衆浴場につきましては、先ほども言いましたが、1号施設については一つですね。その他の公衆浴場の2号施設につきましては、令和2年度末で33施設ございます。

それから、あと、検査の項目、検査の、水を取るタイミングなんですけども、実際にこれは営業している最中に取らないと意味がありませんので、利用者が実際に使っている時間帯に施設に立入りをしまして検査を行っております。ですので、大体の施設は午後から夜にかけて営業しておりますので、大体5時過ぎにそれぞれの施設に立入調査をして、浴槽水の採水をしているという状況でございます。

○長谷川委員 ふだんの……

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 あ、ごめんなさい。ふだんそういう、日常のそういう入浴施設であったりとかの検査体制を、検査体制というか、そういう残留塩素とかのを測ったのを記載する、何かそういうルールというんですかね、そういうことをしなくちゃいけないとか、何か日誌みたいのもつけなきゃいけないとかということがあってなのかということと、あとそれを、そういうものも保健所のほうでチェックされるんでしょうか。

○市川生活衛生課長 失礼いたしました。事業者の方々には、毎日お湯の状態について問題がないかどうか確認していただくために、残留塩素の濃度というのは必ず測定をするようにさせていただいております。

あと、どのくらいの人が入ったのかとか、そういう、施設ごとに違うと思いますが、衛生事項としてチェックしなければいけないことについては、必ずチェックをしたその記録を残すように義務づけておまして、立入りで調査した際は、その内容についても、一つ一つ確認をするというような体制で検査しております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます、丁寧にやっていただいて。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○河合委員 ちょっと教えてください。浴槽水の換水頻度、原則は毎日換えなさいよということなんですけども、これが難しい施設というのは、具体的にはどういう施設なのか教えてください。

○市川生活衛生課長 原則として毎日交換なんですけども、実際に事例として、具体的な施設の名前はちょっと伏せますけれども、あり得るケースといたしましては、ホテルの中にあります、外部から、いわゆる公衆浴場に分類されるお風呂でもって、1日の利用客が10名も満たないような施設けれども、浴槽がこの委員会室ぐらいあるような大きな

お風呂を持っているような施設というのが、区内に現実にございます。そういったところにつきましては、毎日換水しなくとも衛生管理上は全く問題がないことが確認できておりますので、そういった施設が該当してくると思います。

○河合委員 まあ、分かったような、分からないような。要するに一般の区民の方が利用、多数の方が利用するような施設ではないということですね。一部、ごく一部の方が利用するような施設なんでしょうね。ですかね。どうぞ。

○市川生活衛生課長 ええ。一応通常の銭湯は毎日全換水が原則ですので、そのように管理していると思われまけれども、状況によって、例えば何らかの理由で全換水できなかったときというのがたまに起こる可能性がある施設もあると思いますので、そういった場合、現在だと全換水しないと条例違反ということになってしまいうんですが、そういったことをある意味回避するという意味合いも多少ございます。

○河合委員 そうすると、本来は毎日全換水をしなきゃいけないところなんだけども、たまたま工事があったとか、全換水をしなさいという通常施設であっても、何かの要因が加われば、毎日、水を換えなくてもいいですよというふうに変わったということなんですかね。

○市川生活衛生課長 そうですね。ちょっと言い方というか説明が悪くて申し訳ありませんでした。基本的にはあくまでも全て水を換えるというのが、まず大原則でございます。ただ、その日に、先ほどもホテルの例を挙げましたけども、利用人数が少ない場合などは全換水をしてしまいますと、非常に経済的にも負担が大きくなると。ただ、その場合でも全換水をしなかったとしても、きちんとその他の例えば浴槽のろ過ですとか、そういった塩素の注入ですとか、そういったことが適正になされていけば、浴槽水の衛生状況が悪化するということおそれがないように管理できているところであれば、全換水をたまたまやらなかったとしても、そこは問題がないというふうに判断しましょうというのが今回のこの趣旨でございます。ただ、そういった施設であっても、必ず1週間に1回は必ず全換水をしなさいいけないというふうに衛生管理要領が変えられたと、そういうことございます。

○池田委員長 よろしいですか。

○河合委員 ちょっともう一回、最後。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 半分分かったんですけども、そうすると、ほら、業者ですからね、営業を利益を目的に行っているわけですよ。そうすると、全換水毎日しなさいよと。ただ、本来毎日やるんだけども、たまたま理由をつけて、3日に1回とか1週間に1回とかいう業者も出ないとも限らないじゃないですか。で、そこはもうクリアですよというふうに変わったというふうに解釈をしていいんでしょうかね。ごめんなさい。質問がよく分からないんですけども、必ず毎日取り替えなさいというのが原則でやっていますけども、抜け道があるんじゃないですかというのをちょっと質問したかったんで、その辺があるかないかでお答えいただければありがたい。

○原田千代田保健所長 これについてはかなり議論があったところですが、国が今のろ過施設、ろ過設備の基準からして、必ず毎日替えなくても水質が管理ができると。そういう結論を導き出しまして、全国的にこの毎日換水ということはしなくてもよいと。ただ、

しっかり水質の管理はするべしと、そういうふうに姿勢を改めたということでございます。で、それに沿って当区も要領を変えることと、執行条例を変えることとしたということでございます。

○河合委員 いいです。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 参考資料を二つつけていただいたことで、何となく分かるような気がいたしました。で、この中で、銭湯も、今、非常に経営が大変という実態がありますけれども、銭湯と、それから、例えばかがやきプラザの中の活動センターのところのお風呂とか、あるいは元江戸遊だったところとか、そこら辺での金銭的な負担というのは、特にこの改定によって変わるということはないんでしょうか。

○市川生活衛生課長 今回の改正は衛生管理要領の改正に伴って、新たに衛生管理をしなければいけない部分が増えたということでございますが、これまでも、今回、新たに管理をなさいというふうに明記されました部分につきましても、一般的なレジオネラ対策といたしまして、必ず湯の流れが滞るような場所というのは毎日清掃はなさいということ是指導で我々も事業者に対して行っておりましたし、実際、事業者も条例や何かで掲げられた義務づけの場所以外の部分についても自主的に対応をしてきたという背景がございます。ですので、新たに例えば気泡発生装置のところだけ今度義務づけになったから、そこをまた清掃するのに手間がかかるとかって、そういうようなことではなくて、実際に、今、衛生管理要領に定められてなくても、自主的に取り組んでいる事業者が区内の事業者全部そういうふうに行っておりますので、衛生管理につきまして、このことによる新たな金銭的な負担というのはあまりないんじゃないかというふうに考えております。

○飯島副委員長 もちろんレジオネラ症対策というのは強化してもらわないと、何かが起こったら大変なことになるので、そこは本当にやっていただきたいなというふうに思うんですね。その場合、人的な労力的な負担とか金銭的な負担がかかると、やはり大変な状況が生まれてしまうので、そこを心配しているわけなんです。でも、そのところは全体的に、先ほど申し上げた銭湯プラス区が関わっているかがやきの中のお風呂とか、それから元の江戸遊のそこら辺は、特に今までと変わらないよという理解でよろしいということですね。

○市川生活衛生課長 ちょっと個々のお風呂でそういった衛生管理にどのくらいの費用がかかっているかというのはちょっと存じ上げないんですけれども、基本的には、このレジオネラにつきましては、先ほども申し上げたとおり、水が循環するところ、水がたまるところでもって、例えば温度が55度よりも低くなった部分ですとか、あるいは残留塩素がなくなってしまったようなところがありますと、そこでもって繁殖するということが明らかになっておりますので、そういった部分がないように適切に管理をするということは、これは衛生管理要領に決められていなくても事業者自身が自ら自主管理としてやらなければいけない部分でございます。ですので、今まで区内の少なくとも銭湯につきましては、レジオネラ菌については、先ほど申し上げたとおり、特に基準値を超えるような管理をしているところというのは今のところございませんので、今回、改正された点について、個々の施設が改めてどのようにまた衛生管理していくのかということについては、

一つ一つ確認はしていきたいと思いますが、新たな負担が発生するというようなことはあまり考えなくていいのかなというふうには考えております。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、(3) 公衆浴場における衛生等管理要領の改正等に伴う懸案事項についての質疑を終了いたします。

続いて、(4) 「新しい日常店」認証施設数について、執行機関からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料4、「新しい日常店」の認証施設数について報告いたします。

令和2年の8月より開始いたしました飲食店等における新型コロナウイルス感染症対策を推進する目的の認証制度「千代田区新しい日常店」の認証施設数につきまして、前回、7月6日の当委員会での報告より4か月を経過いたしましたので、現在の施設などについて報告いたします。

初めに、認証施設数です。認証施設数の推移ですが、資料4の裏面の参考資料1をご覧ください。

参考資料1の表1は令和3年11月1日現在の認証数及び監視数になります。認証数は合計で1,170施設、監視回数は847回となりました。括弧内は前回7月6日の時点の数になります。下の図1は、認証数の推移のグラフです。9月から10月にかけて、急激に認証数が増えております。前々回の6月17日の当委員会におきまして、認証施設数の今年度の目標数は500施設を目標としていると答弁したところですが、目標数の倍を超える認証数と、現在はなっております。で、区内の認証の対象となる施設は、飲食店が約7,700店、興行場が約80施設ございまして、今回の認証数でもって全体の約15%の施設が認証を取得したということになります。

続きまして、表の資料3にお戻りください。次に、認証施設が増えた要因について3点ございまして、それについて説明いたします。

まず1点目は、東京都コロナ対策リーダー「徹底点検TOKYOサポート」、以下、都制度と言います、との連携があります。本年の10月1日より都の制度との連携を開始いたしまして、新しい日常店の認証要件に都のコロナ対策リーダーの登録を義務づけいたしました。

別紙ですね、参考資料の2を1枚めくりましてご覧ください。「新しい日常店」と東京都の「徹底点検TOKYOサポート」との連携の内容を図式化しております。基本的な認証につきましては、認証基準につきましては東京都と共通化を図りました。その上で、都の徹底点検済み施設については、区の独自事項の部分のみの点検確認をするようにいたしました。また、東京都の徹底点検がまだ済んでいない施設でも、区の「新しい日常店」認証を受けている場合は、都の徹底点検を受けた施設とみなされることとなりまして、認証制度の普及の効率化を図っております。

また、再び資料4の裏面の参考資料の1の一番下の図2をご覧ください。当制度による認証施設は、青地に虹色のマークの都の認証のステッカーがございまして、それを掲示

することになっております。今回、新しい日常店の認証施設が、都の認証ステッカーの上に区の認証シールを貼ることが許されまして、一緒に掲示できるようになりました。なお、従来から使用していましたが認証シールも、これとは別に引き続き配付して、店頭に掲示してもらうようにしております。

連携開始をしたと同時に、10月1日に緊急事態宣言が全面解除となりました。都の制度に基づく認証を受けた飲食店は営業時間や酒類提供が緩和されましたので、新しい日常店の認証を受けた施設も、都の制度の認証施設と同等で運用され、緩和措置が適用されているところでございます。このことが認証数の増加につながった一因と考えております。

続いて、資料4にお戻りください。2点目は、区の商工観光課と連携したキャンペーンの効果が大きかったことがあります。商工観光課では、11月1日より認証店を対象とした千代田区PayPayキャンペーンの第2弾を企画して、現在、キャンペーンが展開されているところでございます。その準備として、区内の東京都コロナ対策リーダー登録店で新しい日常店の認証を受けていない施設、大体2,599件に対しまして、10月4日付で認証登録を勧めるダイレクトメールとキャンペーンの案内を送付いたしました。そのことにより区内認証制度の認知度が高まったと同時に、認証店を対象とした千代田区PayPayキャンペーン第2段に参加を希望する施設が登録期日に間に合うように認証申請が殺到したことも要因の一つです。

最後に3点目ですが、CO₂センサ配布継続による換気の見える化の重要性が認知されてきたことです。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一つとして、換気的重要性が指摘されておるところです。施設内のCO₂、二酸化炭素の数値を利用客に知らせることで、換気状況を利用客にPRすることが集客にも有利になるとのメリットを飲食事業者が認識してきた効果が少なからず出てきたと考えております。

次に、2番、今後の対応について説明いたします。認証施設が急激に増加したことに伴いまして、現在、施設の確認やCO₂センサの配布が少し遅れている状況となっております。今年12月末までにCO₂センサの配布と新規認証施設の確認を進めまして、適正なCO₂センサの設置場所や使い方、施設内換気の管理方法につきまして指導を行うことにより、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めてまいります。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 今のCO₂センサの件で2点ほどお聞きしたいんですけども、あ、ごめんなさい、1点かな。12月末で在庫不足というのは本当に解消されるのかどうか。というのは、今、登録店舗にしっかり伝えているのかどうかもちょっと分からない中で、ホームページですと、配布までお時間がかかるのでとしか書かれていなくて、これは現状その12月末で本当に施設に設置ができるのであれば、そうやって周知すればいいと思いますし、それはいかがですか。

○市川生活衛生課長 CO₂センサなんですけれども、認証の申込みが10月の初めにちょっと殺到したんですが、その時点でもってまだ必要数が在庫ができていなかったんですが、10月末に必要数が全て在庫されておりまして、現在、一つ一つの施設に配布を進めているところでございます。本来であれば認証の申請があったときに、すぐ窓口で

配布できるものは配布する。あるいはC l a s s IIの施設については、施設に検査に行ってそこで配布をするというふうなことをやっておったんですが、一時期に大量な認証の申請が出ましたので、物理的に一つ一つお店を回るということがちょっと遅れてしましまして、それに加えてCO₂センサの入荷がちょっと間に合わなくなったということで、ちょっと遅れたというのが実態でございます。ただ、現在はCO₂センサにつきましては全て必要数が確保できておりますので、順次施設には配布を進めているところでございます。

○西岡委員 店舗のほうには、いつ頃をめど、設置できるというのは伝えているんですか。

○市川生活衛生課長 店舗のほうには申請があった時点でもって、CO₂センサについては今ちょっと入荷が遅れているということと、あと、配布については順次行きますというふうに、一つ一つに事前に連絡済みでございます。

○西岡委員 分かりました。引き続きよろしくお願いします。

それと、もう一点なんですけれども、このステッカーで、区のほうのC l a s s I、C l a s s IIというのが、ちょっと前から思っていたんですけど、一区民として、認証分類の違いというのがすごい分かりにくくて、色は違うんでしょうけれども、何が違うのか、一目で分かるようにしたらいかがですか。何か検討されていますか。

○市川生活衛生課長 そうですね。今までのステッカーにつきましては、参考資料の2のところに虹色のマークが描いてある左のところに、これC l a s s IIのステッカーの図柄がここに貼ってあるんですけども、C l a s s Iはこれが金色ではなくて銀色の下地になっているという違いでございました。

○池田委員長 それが分かりづらいんだ。

○西岡委員 そうじゃなくて、（発言する者あり）そう。そうです。

○飯島副委員長 色の違いじゃなくて、中身がどうですかと。

○市川生活衛生課長 それでですね、それで……

○西岡委員 それは私だって分かっている。

○市川生活衛生課長 失礼いたしました。中身につきましては、C l a s s IとC l a s s IIの違いについては、基本的な項目を全部満たしているのをC l a s s Iと。さらに上乗せで……

○西岡委員 具体的に……

○市川生活衛生課長 具体的な衛生管理ができているところをC l a s s IIと認定しているんですが、当初、昨年つくった段階と今現在とで大体どのような対策を取ればいいのかということが整理されてまいりましたので、正直C l a s s IとC l a s s IIの違いが分かりにくくなっているのは事実でございます。ですので、今年度はちょっとこのまま進めたいと考えておりますが、行く行くは一つにまとめてもいいのかなというふうに今考えているところでもございます。

○飯島副委員長 なるほど温度差がある。

○西岡委員 うーん。分かりました。はい、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○池田委員長 今の西岡委員のところもそうなんですけれども、やはり利用客、お客さんにとっては、金だろうが銀だろうが、貼ってあるというところでは分かるんですけども、そこがどう違うのか、お店側さんも、せっかくいろんなことを基準をクリアしているのに、

金だか銀だかというところでの差があまり明確ではないところで、非常に、せっかく所管でやってくれていることは非常に、悪いことじゃない。東京都ができなかったことを率先して千代田区で進めたことなんで、そののところをもう少し、何だろう、レベルが高いような印象を持っていただけるように工夫をしてほしいなという思いがきっとあると思うんですけども、いかがでしょう。来年度からということでも構わないんですけども。

○市川生活衛生課長 貴重なご意見、ありがとうございます。現在、東京都の認証の基準のある意味上乘せ部分というのが、千代田区の場合ですと、そこにCO₂センサの設置義務というのを認証の基準の一つに加えてあります。ですから、そういった意味では、東京都の徹底点検済みの店舗よりは、より安全のほうにシフトした衛生管理を行っている施設が千代田区の新しい日常店という位置づけにはなっておりますので、そういう意味では、Class IもClass IIも、東京都の認証と比べれば、それよりは高度な管理をしている施設には変わりがないというのが事実でございます。ですので、その点も踏まえまして、今後ちょっと、どういうふうな位置づけにして分かりやすく周知するとかということについては、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

○長谷川委員 関連。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。例えばシールのところにCO₂の機械をつけていますよとかいうんだったら、それを、ちっちゃいシールでもいいからぺたっと貼ってあるとそこが分かるなどかって、そういうことかなと思うんですけど、何かそういう工夫がということかなと思ったんですけど、いかがでしょう。

○市川生活衛生課長 長谷川委員、ありがとうございます。ちょっとその頭が全くありませんで、CO₂センサを設置していますよという部分については、飲食店の方々に、できればお客さんに分かるようにしていただきという案内はしているところなんですけど、店によってお客さんに見えるようにしていたりしていなかったりと様々ありますので、そのところはちょっと、なかなか、現在配布しているCO₂センサというのが、スマートフォンとかタブレットとかで表示を出せるタイプなものですから、店によっては、例えばスマートフォンは持っているけれども、タブレットはちょっと買うのがはばかれるというお店もありまして、なかなか掲示までしていただきというふうにはちょっと勧めにくいという事情もありますので、ただ、なるべくお客さんに、この二酸化炭素濃度がどうなっているのかは示すようにしていただきというふうには、PRをお願いしていきたいと考えております。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 CO₂センサが広まったことは大変いいことだと思うんですけども、結局活用するかどうか、お店によってすごく差が出てきていますよね。それで、あればいいというものではなくて、別にCO₂センサがあるからといって換気がうまくいくわけではないので、むしろCO₂センサで現状を把握して、今、ちょっと換気が悪い状況だからお客さん入れるのを制限しますよとかということをもうちょっと徹底していかないと、今、やっぱりキャンペーンを目当てにたくさんの事業者さんが入ってくださってはいるんですけども、結局CO₂センサはもらったけれども換気は十分じゃないよねということになってしまっている状況もあるんですね。これはきっと管理されている中でもご指導され

ているとは思いますが、ちょっとその徹底をもう少しやっていただかないと、ちょっと逆転しちゃうんじゃないかなということがあるんですが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 確かにご指摘のとおり懸念もございます。それで、認証施設につきましては、CO₂センサをただ配布して、見てくださいというふうにはしていません。必ず毎日新型コロナに関する衛生管理をきちんと行ったかどうかのチェックをつけるチェック表というのの記入を義務づけておまして、その中でCO₂センサについても毎日測定をするというふうに義務づけております。で、その中では、例えば経時的に見て、センサの数値が高くなってきた、換気があまりよくなっていないと判断できたら、その場合は、状況に応じて窓を開けるですとか、あるいはお客さんの入場を一時制限するような措置をしてくださいということを要綱上も求めています。我々、新規の施設につきましては、3か月たった後で実際に立入調査を、3か月と6か月のときに立入調査をしまして、きちんとそういった点検記録簿をつけているのかどうかというのを確認いたします。そこでもしつけていなければきちんとつけて管理するように指導をしていきたいと思っておりますし、もし数値が何らかの形で異常があるようであれば、その異常の原因というのを個別のお店で調べまして、一緒に換気について改善をしてもらうように指導というか、案内をしていこうというふうな取組を行っておりますので、それは今後も継続していきたいと考えております。

○岩佐委員 チェックをしていただいた結果、要は突き抜けた数値があるお店に関しては、やはり一定の新しい日常店の取消しもあり得るということをしかりとひもづけていかないと、つけていっちゃうお店の方に聞くと、大体分かるそうなんです。このお店に何人入ったらこの数値が1,000を超えるよねとかというのが、もう経験則として分かります。だから本当は一々見ていなくても、あ、そろそろ1,000を超えるなみたいなことがやっぱり分かってきて、で、やっているお店は、本当にそこできちんとやっているんですね。ただ、やっぱりお忙しくなってくると超えちゃう、超えちゃってしょうがないよねというところも。あれはアラームが鳴るわけじゃないので、アラームが鳴るのは有料なんですよね。なので、そうすると、アラームが鳴るわけじゃないとなると、やっぱり事後的にこれ、取消しもあり得るということをしかりとやっていかなければ、やはり、特に第6波が来るかもしれないというタイミングでこの冬を越えるに当たっては、ちょっと注意が必要だと思うので、ぜひそこはよろしくお願いします。

○市川生活衛生課長 ご指摘ありがとうございます。そういった、特に、新型コロナウイルスのクラスター発生防止のためには、換気というのは非常に重要になりますので、認証施設に限らないんですけど、特に認証施設につきましては、きちんと二酸化炭素濃度を測定して、基準値を超えないように営業するように、我々のほうもアドバイスをしていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。商工観光課のほうも新しくキャンペーンをもう一回やるということで、こちらの所管でも、やはり設置をしたからいいんだと。ステッカーを貼ったからいいんだではなく、あくまでも私個人的には飲食店さんを応援するためにこういう形での制度を整えて、どうぞ安心して食事に来てくださいというところを思っているのではないのかなと思いつつ、こうやってほかの所管でも新しいことをやっていますから、ぜひ、そのところもホームページのアップの仕方だったりとか、飲食店さんの紹介の仕方だったり

とかというのをもう少し工夫してやっていただけたらと思いますけど、どうでしょう。

○市川生活衛生課長 そうですね。認証店のPRにつきましても、生活衛生課だけではなくて、商工振興課ですとか、あと広報広聴課と、一応今までも連携を取って、様々にホームページ上でPRをしてきたところなんですけど、やはりまだ足りないところとか、いろいろあると思いますので、これからも工夫してPRをしっかりと行っていきたいと思えます。

○池田委員長 お願いします。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 CO₂センサなんですけれども、頂いて、とてもよかったという声を聞いています。ただ、置く場所がね、置く場所によって大分数値が違うようで、もちろん入り口の近くに置けばそれは低いわけだし、奥まったところだと高くなる。火を使っているそばだったらもっと高くなるみたいな、そんな状況があるようなんですね。で、そこから辺の置く場所というのは、特に何か指導されているんですか。

○市川生活衛生課長 今ご指摘いただいたとおり、置く場所によって二酸化炭素濃度は変化しますし、特に、厨房の中とか火を扱っている場所はやはり二酸化炭素が多く出ますので……

○飯島副委員長 多いですね。

○市川生活衛生課長 当然数値が高くなります。ただ、この二酸化炭素測定をする最大の目的は、お客さんがいる場所の換気がきちんとできているかどうかということになりますので、実際にどこの場所に設置したらいいのかというのは、職員が施設にお伺いした際に、施設を一通り見まして、一番お客さんがいる場所で条件が一番悪そうなところに設置するように案内をしているところがございます。ですので、確かに入り口近くに置けば数値は意図的に低くなるんですけども、それでは意味がありませんので、一番、何というんですかね、換気をする換気扇の一番近いところで、なおかつお客さんがいるところが一番要するに汚れた空気が集まる場所になりますので、その濃度を測定するように案内はしているところがございます。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、(4)「新しい日常店」認証施設数について質疑を終了いたします。

次に、日程2、その他に入ります。執行機関から報告事項はございますか。よろしいですか。

委員の方から何かございますか。

○長谷川委員 すみません。先日の決算分科会でお伺いしたんですけども、モフカについて、もっとニーズに合わせた、たくさんの人に使用してもらいたいというようなお話をさせていただいたんですけども、それについて課題がいろいろ出てきた中で、今後の見直しの検討状況が分かりましたら教えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○池田委員長 モフカの見直し。

障害者福祉課長。

○湯浅障害者福祉課長 前回の決算分科会のほうでご指摘いただいた点を踏まえまして、現在、モフカと繰り返し検討をしているところではございます。その中では、ご指摘いただいた参加者の少ないイベントの見直しですとか、人気がある講座についても参加者が少ないような場合は個別相談に切り替えるなどの見直しなどを現在具体的に行っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。検討していただいて、よりよい、皆さんに使っていただける施設になればと思います。もしその中で具体的な改善点があれば教えていただきたいのと、今ちょうど予算立てしているところかなと思うんですけども、その改善点があることで、予算の大きく変わるようなことがあったりとかするのかが分かったら教えていただけますか。

○湯浅障害者福祉課長 いろいろご指摘を頂いている点を踏まえまして、また前回の答弁でもお話しさせていただきましたが、ちょうど障害者支援協議会の中で相談支援部会、ここで重層的相談支援体制の整備ですとか地域生活支援拠点の整備、こういった検討を具体的にしております。モフカにつきましては、基幹相談的機能を担う一翼として、こういった中に取り組みられていくというようなところで、具体的な検討をしているところではございます。また、先ほどのちょっと繰り返しになってしまいますが、イベントにつきましては、回数を減らしたり、一部統合や中止というようなことになれば、予算的に減額となってくるというような見込みでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。やっぱりとても居場所であったりとか貴重な大事な場所なので、今後も共有をしていただきながら、そういうイベントとか、何か行事とか、事業についてご報告いただきながら進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○岩佐委員 関連で。

○池田委員長 関連。岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。関連させてください。

事業者さんと検討に入られているということで、これはすごい安心しました。いろいろ指摘もあったと思うんですけども、今、基幹相談支援の面的整備の一翼ということで、今まではイベントとかまちが主体の活動だったと思うんですけども、大きくアウトリーチ型、特にアウトリーチして、そして連携を他機関とやっていくということにかなりシフトチェンジをしていく方向なのかなと思います。そこに関しては検討をされている中ということと、それで今もう予算も編成段階ということで、かなり事業の内容を精査していきなさいいけないと思うんですね。そこに関してはちょっと徹底的にやっていただきたいと思いますと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 今ご指摘いただきました点などを含めまして、現在、地域生活支援拠点の設置のためのコーディネーターというのを考えてございます。こちらをモフカにやっていただくような形で、例えば地域での情報収集の機会を増やす。町会や地域でのサークル活動、イベントの参加などで、どんどんモフカを地域のほうに顔を出させていただき、認知度を上げていくというようなところを考えてございます。また、精査でございますけれども、もう既に予算要求が始まっています、正直どこまで精査できるかは分か

らないんですが、こちらも並行して精査のほうは進めさせていただいて、最終的には、間に合わない部分は、契約の決定をもって、その差金で精査するというような形を取りたいというように考えてございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。かなり、今までとは全く違う方向だと思うので、ぜひ、これは基幹相談支援、しっかりやっていくという方向で、よろしくをお願いします。

○湯浅障害者福祉課長 今現在、地域生活支援拠点の整備、基幹相談支援センター、こちらの機能につきましては、ほんと、喫緊の課題だと我々も認識してございます。より早くこの相談機能を皆様にご認識いただきまして、そして皆様の相談に役立てるような形を取りたいというふうに考えてございますので、できる限り見直しを図っていきたいというように思っております。

○池田委員長 今、長谷川委員と岩佐委員と両方指摘がありましたけども、一施設に限らず、障害者施設、福祉施設、相談支援としては一つに限らず、しっかりと施設ごとに連携を取って、一つの相談事があれば情報を共有するだとか、そういうネットワークというのをもうちょっとしっかりしてもらえると、また違うのかなと思うんですけども。そこは予算の精査というのも大事かもしれないんですけども、併せてしっかりと各障害者施設、福祉施設、高齢者施設も含めてなんですけれども、モフカの役割というのを十分しっかりしながら、ほかとの施設の連携、一つの問題を共有できるような仕組みを、もう少し行政のほうとしては指導していくということも必要なかなと思っておりますけれども、いかがなんでしょうかね。

○歌川保健福祉部長 施設の連携というよりは、相談の在り方ということになると思います。ご案内のとおり、今、一つ一つの旧来のカテゴリーを超えたような相談が増えていたり、あと相談が複雑化しているという意味では、しっかり、今、委員長がおっしゃるようなネットワークの構築、これは事業者の努力、もちろんありますけれども、区の考え方をしっかり示すということも大事です。モフカも、ある意味事業者というより、区の事業としてやってもらっているわけですから、今回、障害者福祉課長、今ご答弁したとおり、いろいろなご指摘があって、新しい形の相談の拠点という形でスタートしましたので、至らぬところはございますので、走りながらの直しではありますけれども、しっかりと地域の方たち、区民の方のためになる相談拠点になるように見直しをしております。併せて委員長のほうからございましたとおり、今、まさに地域福祉を考えていくときに、障害であれ高齢であれ子どもであれ生活支援であれ、全てのところが連携をする、と。1か所で全部完了するというよりは、関連しているところがどうやってお互いを補いながら、サポートしながらということになるのかということところが大きな課題でございます。いきなり100点満点の答えは出せませんけれども、そういう視点で今それぞれの関係者が集まってお互いに意見を出し合いながら前へ向かっていくという形に努めておりますので、逐次ご報告をさせていただき、皆様からアドバイス、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池田委員長 はい。

○飯島副委員長 一つ、いいですか。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 私もいろいろ、モフカに行って、お話を伺ったりもしています。その中

で、やっぱり数値でもって測っていくということを重視すると、非常に間違っただ方向に行くんじゃないのかなという心配をしているんですね。費用対効果とか、とかく数値で、それを一つの、何というんでしょう、指標にして考えるということが往々にしてあると思うんですけども、モフカ自体が、本当に、こう、ふんわりというか、いろんなところから漏れているような方々の相談に関わるというようなことでは、本当にアウトリーチが必要だし、周知、認知度を上げていくということが必要だし、そここのところをすごく力を入れていくということが今後の発展につながっていくと思うんですね。やっぱり現在のところは、なかなか思うような数値になってないんじゃないかなと思うんですけども、そこにこだわらずに、やっぱり今後への、何というんでしょう、熱意とか方向性とか、そこら辺を重視してやっていっていただきたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○歌川保健福祉部長 すみません。重ねての答弁になりますけれども、私ども単純に定量的に、例えば件数がどうこうとか、売上げがどうこうという分野ではないので、保健福祉の場合、特に相談に関しては非常に内面的なものも含めて、また1時間相談したから何とかとかと、そういう話でもないというのは十分承知してございます。

繰り返しになりますけれども、そういう数値で測ろうなどということは一切考えておりませんけれども、皆様からいろいろな意見を頂きながら、地域の中で、千代田区、ここにいればいろいろな形で相談を受け、また支援も受けられる。そういうつながりができるんだというような形にしていけるように努力をしてまいりたいと思います。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 その他、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、本日は、この程度をもちまして委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後2時51分閉会